

新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されています

# インフルエンザ予防接種

接種料 18歳以上の方 **3,900円** (税込)



※65歳以上の方は各市町村の補助制度をご利用すると、お安く接種できる可能性がありますので、お住いの市町村にお尋ねください。

## 今年、会計ソフトでやるならギリギリの時期！ ツカエル青色申告



申告会推奨 “会計ソフト” 年額 **5,000円**

- 〈購入からの流れ〉
- ① “持ち物”を持って申告会へ
  - ② 職員と一緒にツカエル青色申告をダウンロード、初期設定
  - ③ 入力方法を聞く
  - ④ 自宅に帰って入力開始
  - ⑤ 入力したら申告会で点検

- 【持ち物】
- ・ノートパソコン (デスクトップパソコンの方はUSB)
  - ・ソフト代 5,000円
  - ・事業で使用している通帳 (1月から)
  - ・領収書 (レシート)
  - ・前年の決算書、申告書 など

## ツカエル青色申告 やよいの青色申告

ご利用中の方へ更新のお願い

“ツカエル青色申告” “やよいの青色申告” をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

また、“やよいの青色申告”で最新バージョン以外をご利用中の方は、税率や決算書・申告書が現在の物と異なり、申告時に間違える場合がございます。また申告会のパソコンはすべてWindows10となっており、やよいの青色申告14以前のものは動作保証がされておらず、不具合が発生する可能性があります。このような理由から、青梅青色申告会では最新版のご利用をお勧めしております。購入される方は事務局までご連絡ください。

・会費等の口座振替のご案内 (前日までに残高の確認をお願い致します)

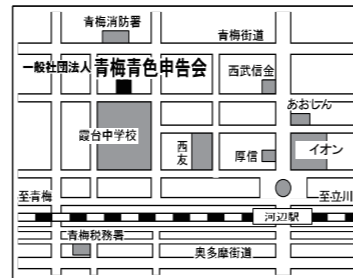
内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者一人 <b>6,000円</b> (R2年11月~R3年4月分)	<b>10月6日(火)</b>
会費	<b>9,000円</b> (R2年10月~R3年3月分)	<b>11月6日(金)</b>

### 休館日

10月10日(土)  
10月15日(木)午後(職員ミーティングの為)  
11月14日(土)  
および土曜日の午後、日曜日・祝日  
臨時休館の場合はHPにてご案内致します。

## (一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25  
TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788  
受付時間：平日 9:00 ~ 17:00  
土曜 9:00 ~ 12:00  
休館：第2土曜、日曜祝日(臨時休館の場合HPにて提示致します)



予約開始：10月15日～  
受診期間：11月1日～1月末(ワクチンが無くなり次第終了)  
受診時間：月～土 11:00、11:30  
月、水、木、金 13:00、13:30  
受診機関：新町クリニック健康管理センター  
(青梅市新町 3-53-5)  
予約方法：新町クリニックにお電話で(0428-31-5312)お申込みください。青梅青色申告会会員であることを必ずお伝えください。



訃報  
岩浪 義忠 氏  
(一般社団法人青梅青色申告会顧問)  
享年 93 歳

顧問の岩浪義忠氏が、9月14日にご逝去されました。岩浪氏は平成17年から21年まで会長を務められ、その後、顧問として長年にわたり会の発展にご尽力されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 控除証明書の保管をお願いします

10月中旬頃から国民年金や生命保険などの控除証明書が随時郵送されて来ます。決算時に必ず必要になりますので大切に保管してください。

## 事務局の新型コロナウイルス感染予防対策について

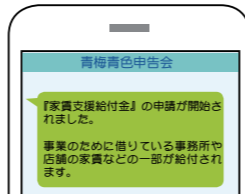
新型コロナウイルス感染症予防のため、会員の方ならびに従業員の健康と安全を考慮し、安心してご利用いただけるよう、下記の対策を行っております。また会員の方におかれましても、来所時のマスクの着用や体調がすぐれない場合は来所を控えていただくなど、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。



## 最新情報をLINEでご案内!



日々更新・追加される新型コロナウイルス関連の協力金や助成金等の情報を青梅青色申告会公式LINEにてご案内しております。会報誌のお知らせですと締切に間に合わないものもございます。登録いただければご案内致します。無料ですのでご利用ください。





(一社) 青梅青色申告会

# あおいろ だより

**VOL. 167 - 令和2年10月号 -**

## 秋の入会勧奨月間

青梅青色申告会は、昭和25年11月に設立された、「西多摩地域唯一の個人事業者の自主組織」です。しかし、最大で4,700名を数えた会員数も、廃業等を理由に、現在では約3,400名となっています。

また、申告会は他からの助成金等を一切受けず皆様からいただいている会費のみで運営しており、会員さんによって直接支えられ、事業の目的や成果の還元先も会員さんにある、まさに「会員主体」の組織なのです。

そのため、今後のさらなる事業拡充はもちろん、記帳や決算書作成などのサポートをさせていただく職員の育成、電子申告やデジタル機器の普及など記帳・税務をめぐる環境の変化への対応等、皆様へのサポート体制を維持・充実していくためにも、一人でも多くの会員が必要です。

申告会にとって、会員の皆様は大切な存在です。「皆様の申告会」を守り育てていくためにも、ぜひお力をお貸しください。

## お近くにいらっしゃいましたらご紹介ください

帳簿つけにお困りの方

開業された方

労災に加入したい方

賃貸不動産をお持ちの方

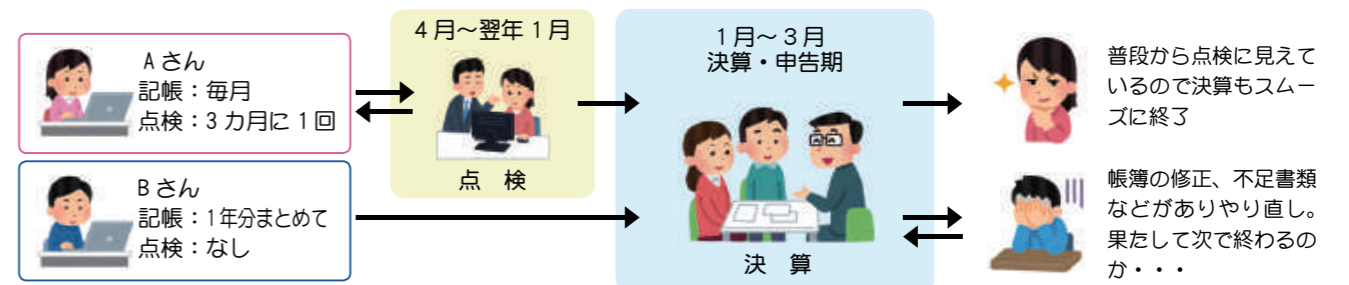
会計ソフトを使いたい方

## 定期的な点検、早めの準備でスムーズな申告を!

# 今年もあと3ヵ月! みなさん記帳は進んでいますか?

皆様、記帳の状況はいかがでしょうか? 青梅青色申告会では11月1日～12月15日を「特別記帳点検月間」として、決算・申告期に向けた記帳内容の点検を重点的におこなってまいります。多くの会員の皆様が来館される**決算・申告期(1/22頃～3/31)に入りますと、決算等作成サポートに専念させていただくため、原則的に記帳内容の確認はおこなえません。**

より正確でスムーズな決算をおこなうためには、事前の記帳点検が必要です。早めに記帳点検を受けておけば税金への対策ができる場合もあります。慌てず安心して決算申告期を迎えましょう!



みなさんもBさんのようにならないように・・・。来館される際はご予約をお願い致します。



## 【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

新型コロナウイルス関連の協力金等が国や都から支給、助成される制度が多く出てきておりますので、いくつかご案内させていただきます。詳細につきましては各種ホームページ等でご確認ください。

## 持続化給付金

課税（事業所得）

■対象者 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方。

■給付額 上限100万円（個人事業主）

■申請期間 令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）まで

■申請方法 オンライン申請（<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>） ※パソコンがなくてできない等の方のために「申請サポート会場」が設置されています。

＜給付額計算方法＞ ※他にも特例の計算方法もございます  
前年の売上（事業収入）-（前年同月比50%以下となる任意で選択した月の売上×1/2）

## 家賃支援給付金

課税（事業所得）

■対象者 5～12月の売上高が1カ月で前年同月比50%以上または、連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少している方で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている方

■給付額 申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍。上限300万円（個人事業主）

支払賃料（月額）	給付額（月額）
37.5万円以下	支払賃料×2/3
37.5万円超	25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3） ※上限50万円（月額）

■申請期間 令和2年7月14日（火）～令和3年1月15日（金）まで

■申請方法 オンライン申請（<https://www.yachin-shien.go.jp>） ※パソコンがなくてできない等の方のために「申請サポート会場」が設置されています。

## 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の減免、猶予など

国保など加入者

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる方は国民健康保険や後期高齢者医療制度等が減免、猶予されます。

申請用紙などはお住いの市町村によって異なりますので、各市町村にお問い合わせください。

## 市町村別・事業給付金など

課税（事業所得）

個人事業主が受け取れる給付金等が各市町村より出されています。持続化給付金と併用できるところ、できないところがあります。要件など詳しくは各市町村のHPよりご確認ください。

市町村名	名称	給付額	申請期間	持続化給付金と併用
青梅市	青梅市事業者支援臨時給付金 <a href="https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/35/23771.html">https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/35/23771.html</a>	10万円	令和2年8月19日～令和3年1月15日	可
羽村市	羽村市事業継続助成金 <a href="http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000013811.html">http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000013811.html</a>	10万円	令和2年8月3日～令和3年2月26日	不可
福生市	福生市事業継続応援金 <a href="https://www.city.fussa.tokyo.jp/100987/1010034/1010450.html">https://www.city.fussa.tokyo.jp/100987/1010034/1010450.html</a>	10万円	令和2年6月8日～令和3年1月31日	可
あきる野市	あきる野市事業者緊急支援給付金 <a href="https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011323.html">https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000011323.html</a>	20万円	令和2年6月22日～令和3年1月15日	不可
瑞穂町	瑞穂町中小企業者等事業継続支援給付金 <a href="http://www.town.mizuho.tokyo.jp/jisyusya/002/p007592.html">http://www.town.mizuho.tokyo.jp/jisyusya/002/p007592.html</a>	上限20万円	令和2年9月5日～令和3年1月29日	不可
日の出町	日の出町小規模企業者特別支援金	10万円	受付終了	
奥多摩町	新型コロナウイルスに対する観光協会会員への助成制度（観光協会実施）	10万円	受付終了	
檜原村	檜原村経営持続化支援金	20万円	受付終了	

青梅青色申告会では各種給付金などの申請をできる範囲ではありますがお手伝いさせていただいております。お困りのことがございましたらご相談ください。

## 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱いについて

給付金、補助金等は課税、非課税のものがございます。給付される際に届いたお知らせなどは必ず保管してください。

課税  
（事業所得）

- ・持続化給付金
- ・東京都の感染拡大防止協力金
- ・雇用調整助成金 など

非課税

- ・特別定額給付金（ひとり10万円支給されたもの）など

②

## 税務TOPICS

・ひとり親控除（寡婦控除） ・青色申告特別控除 ・基礎控除

### ◆65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

令和2年分の確定申告から青色申告特別控除額が65万円から55万円に下がります。ただし、現行の65万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

改正前（R1年分申告まで）		改正後（R2年分申告以後）	
控除額	要件	控除額	要件
65万円	①正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） ②貸借対照表と損益計算書を添付 ③期限内申告	65万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
10万円	簡易な記帳	55万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
		10万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

### ◆基礎控除額が変わります

改正前の基礎控除の金額は38万円であり、所得の大小に関わらず一定額となっていました。今回の改正では、基礎控除が一律10万円引き上げられ48万円となります。一方で、所得金額の高い方は段階的に控除額が引き下げられます。

合計所得金額	基礎控除	
	改正前（～R1年）	改正後（R2年～）
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

### ◆未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

これまで、ひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違つなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から見直しが行われました。

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用される。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限を設ける。

		改正前（R1年分申告まで）		改正後（R2年分申告以後）		
		寡婦（寡夫）控除		ひとり親控除		
		配偶者関係	死別・離別	配偶者関係	死別・離別	未婚のひとり親
本人が女性	扶養親族	有	子	～500万	500万～	～500万
			子以外	35万円	27万円	35万円
		無	子	27万円	27万円	-
			子以外	27万円（死別のみ）	-	-
本人が男性	扶養親族	有	子	～500万	500万～	～500万
			子以外	27万円	-	35万円
		無	子	-	-	-
			子以外	-	-	-

## 無料相談室のお知らせ

悩む前にまず相談！地元税理士による「無料税務相談」

弁護士  
随時受付中  
「売掛金の回収トラブル」  
「不動産トラブル」など

生命保険  
随時受付中  
いろいろ種類があつていっ  
たいどれに入ればいいのか？

法人成り  
譲渡  
相続

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題を地元税理士に無料でご相談いただけます。

相談日：10月14日（水）、11月11日（水）  
12月9日（水）

予約制でおひとり1時間です。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった  
**小規模企業共済**  
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある  
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- ① 経営者のための退職金制度  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- ② 掛金は全額所得控除  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ 受取時も税制メリット  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。  
契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。  
共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171（共済相談室）

加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です

Be a Great Small.  
中小機構

③